

伝書鳩品評会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本伝書鳩協会（以下「協会」という。）定款第4条に定める事業を円滑にするために実施する品評会について必要な事項を定めるものとする。

(品評会の種類及び名称並びに実施団体)

- 第2条 協会主催で行う品評会は、「全国伝書鳩品評会・東京ピジョンフェスティバル」と称し、年1回1月中に東京都内で開催する。但し、表彰を東京都内で行うが、品評会を地方開催とする場合は、品評会を10月から12月までの間、表彰式を1月中に開催する。
- 2 支部、支部合同会、支部連盟に関する規程第5条に定める支部連盟が主催する品評会は、「〇〇支部連盟伝書鳩品評会」と称し、年1回10月から12月までの間、協会理事会に申請し、理事会の承認を得て開催することができる。
 - 3 支部、支部合同会、支部連盟に関する規程第5条に定める支部連盟のうち複数が合同で開催する品評会は、「〇〇・〇〇支部連盟合同伝書鳩品評会」と称し、年1回10月から12月までの間、合同で実施する支部連盟すべての連名で協会理事会に申請し、理事会の承認を得て開催することができる。
 - 4 第2項及び第3項の品評会について、主催団体が申請時に併せて要請し、所属する支部連盟に関わらずすべての会員が出品可能であり、妥当な開催計画を有することを協会理事会が申請と併せて承認する場合は、当該品評会を第1項の全国品評会として位置づけ、支部連盟に代わり協会が主催として開催することができる。また、申請した支部連盟に対し、その開催にあたり必要な協力を求めることができる。但し、原則として同一の支部連盟の区域内で連続して開催することはできないこととする。

(参加者及び参加鳩)

第3条 参加者及び参加鳩については、協会レース規程第2章第10条の規程を準用する。

(審査員資格)

第4条 協会運営規程第4章第6条の品評会審査委員会が協会公認審査員として審査にあたる。

- 2 品評会審査委員会委員長は、審査員に対し品評会審査要綱に基づき研究させ、必要に応じて審査研究会を開催する。

第2章 全国伝書鳩品評会

(主催と総括)

第5条 第2条第1項及び第4項で定める全国伝書鳩品評会的主催者は協会とし、統括責任者は、ピジョンフェスティバル委員長とし、ピジョンフェスティバル委員会が中心に実施する。

(審査員)

第6条 品評会審査委員会が全国品評会審査委員長を含めて審査員5名を選出し、理事会の承認を得て会長が文書を以って通達する。

- 2 前項の審査員に委嘱された審査員は、品評会に出品参加することができない。

(参加申込)

第7条 出品参加しようとする会員は、所定の用紙(指定様式6号)に必要な事項を記入し、参加料金を添えて期日までに協会事務局に申し込むものとする。

- 2 前項の参加料金は、理由の如何を問わず返還しない。

(参加鳩の受渡)

第8条 出品参加する会員は、鳩を協会の指定日時までに指定場所に搬入して係員に引き渡し、終了後速やかに指定場所から鳩を引き取らなければならない。

- 2 遠隔地からの参加鳩は、協会の指定日時までに指定収容場所に到着させなければならない。
- 3 前2項に要する費用は、出品参加者の負担とする。

(参加鳩の審査区分)

第9条 出品参加する会員は、次の8部門に区分して参加する。記録鳩の部門に参加する会員は、当該鳩の記録証明書を参加申し込み時に添付しなければならない。前記録証明書は、レース規程第30条第1項第1号の指定様式4号で協会事務局に申請し、交付を受ける。

- (1) 若鳩 未記録♂ 部門
(前年度の脚環装着鳩)
- (2) 若鳩 未記録♀ 部門
(前年度の脚環装着鳩)
- (3) 若鳩 ♂ 部門
(200Km以上のレース記録鳩で前年度の脚環装着鳩)
- (4) 若鳩 ♀ 部門
(200Km以上のレース記録鳩で前年度の脚環装着鳩)
- (5) 成鳩 ♂ 中距離部門
(300Km以上600Km未満のレース記録鳩で、かつ、参加鳩の30%以内の入賞鳩)
- (6) 成鳩 ♀ 中距離部門
(300Km以上600Km未満のレース記録鳩で、かつ、参加鳩の30%以内の入賞鳩)
- (7) 成鳩 ♂ 長距離部門
(600Km以上のレース記録鳩)
- (8) 成鳩 ♀ 長距離部門
(600Km以上のレース記録鳩)

- 2 参加鳩数の基準は、各部門とも5羽以上とし5羽に満たない場合には該当部門の審査は実施しない。

(審査方法と序列判定)

第10条 審査員は、品評会審査要綱により厳密に審査採点する。

- 2 審査員は、採点結果に基づき得点90点を優秀鳩、90点未満80点を優良鳩とする。
- 3 審査員は、採点結果に基づき前条の各部門内で順位を決定し、全参加鳩から総合一席鳩を決定する。

(授賞)

第11条 総合1席には農林水産省畜産局長杯と賞状、総合2席に都知事杯と賞状、総合3席に読売新聞社杯と賞状を総合4・5席に協会賞状を授与し、第9条に定める各部門の1席から3席に協会賞を授与する。賞状は、各部門の1席から3席までとする。

但し、各部門の1席から3席までの重複授賞は行わない。

2 飼養奨励金は、理事会で決定し発表する。

但し、飼養奨励金は総合順位を優先とし、各部門の1席から3席までの重複授賞は行わない。

(参加者の心得)

第12条 出品参加する会員は、疾病鳩を出品してはならない。発見された場合、ピジョンフェスティバル委員会が出品を拒否することができる。

2 私製環等は、審査中に参加鳩の所有者が審査員に分からないようにすること。

3 出品参加する会員は、審査結果に対して異議申し立てをすることができない。

(事故責任)

第13条 出品参加鳩は、品評会終了までピジョンフェスティバル委員会が保管する。

2 協会は、参加鳩の事故について責任を負わない。ただし但し、その保管に重大な過失があると認められる場合は、1羽1万円以内を理事会の決定により補償する。

第3章 支部連盟伝書鳩品評会等

(主催及び統括)

第14条 第2条第2項に定める支部連盟伝書鳩品評会の主催者は支部連盟とし、統括責任者は支部連盟長とする。協会は、主催団体を後援する。

2 第2条第3項に定める支部連盟合同伝書鳩品評会を開催する場合、主催者及び統括責任者は合同で開催する支部連盟の協議によって定めることとする。協会は、主催団体を後援する。

(開催の届出及び承認)

第15条 支部連盟伝書鳩品評会等を主催者は、開催日時、会場、参加見込み羽数等を指定用紙(指定様式27号)で、毎年6月30日までに協会理事会に提出し、その承認を求めなければならない。ただし、実施団体の立地条件等特別な事情により、本規程に準拠することが著しく困難な場合、理事会の承認を得てその支部連盟は、合同会単位で実施できるものとする。この場合でも、1連盟1回とする。

- 2 第2条第4項に定める要請を行ったうえで、理事会の承認が得られた場合は、申請した支部連盟は協会に当該品評会の主催に係る業務等を引き継ぐものとする。

(審査員派遣)

第16条 理事会は前条第1項に基づき、品評会審査委員会委員長と協議のうえ品評会審査委員のうちから審査員を1名乃至2名派遣する。

- 2 前項の審査員の派遣に係る出張費は、理事会で定め協会が負担する。

(審査)

第17条 審査は、第2章全国伝書鳩品評会の規程を準用して実施しなければならない。

- 2 第9条第1項(5)及び(6)のカッコ内の条件は、総括責任者の判断により支部連盟伝書鳩品評会等ごとに変更することが出来る。但し、全国伝書鳩品評会参加の場合、これを認めない。

(審査結果の報告)

第18条 総括責任者は、支部連盟伝書鳩品評会等終了後、遅延なくその結果を品評会審査委員会委員長に報告しなければならない。

(授賞)

第19条 協会は、支部連盟伝書鳩品評会等の賞として総合1席～3席に協会賞、各部門1席～3席に賞状を授与する。

(全国伝書鳩品評会への参加義務)

第20条 支部連盟伝書鳩品評会等で部門別1位席の鳩は、原則として全国伝書鳩品評会への参加義務を負う。この場合第7条の参加料金は、支部連盟が負担する。

(後援及び経費)

第21条 支部連盟伝書鳩品評会等は、協会後援名義を使用することができる。

- 2 協会は、主催団体の要請に応じ、協会の保有する宣伝等の資料を贈与又は貸与する。
- 3 支部連盟伝書鳩品評会等の経費は、第16条第2項の経費を除き主催団体の負担とする。

(合同開催)

第22条 第2条第3項で定める合同での支部連盟伝書鳩品評会の開催に当たっては、特定の支部連盟に業務及び経費の負担が偏らないよう適正な運営に努めること。

(全国伝書鳩品評会への協力)

第23条 第2条第4項で定める全国伝書鳩品評会を申請したすべての支部連盟は、協会の求めに応じ、当該品評会の運営に必要な協力をするよう努めなければならない。

(附則)

- 1 この規定は一般社団法人日本伝書鳩協会設立登記の日から施行する。
- 2 この規定の制定及び回改廃は理事会の承認を必要とする。

(附則)

- 1 この改定規定は、平成31年1月12月から施行する。

(附則)

- 1 この改定規定は、令和5年1月14日から施行する。

(指定様式 6 号)

全国伝書鳩品評会参加申込書

私儀、全国伝書鳩品評会に参加致したく、伝書鳩品評会規程第 2 章第 7 条に基づき、参加料金を添えて申し込みます。

協会受付番号	支 部 名	氏 名

ク ラ ス 別	
(1) 若鳩 未記録♂	(2) 若鳩 未記録♀
(3) 若鳩 記録♂(200K 以上)	(4) 若鳩 記録♀(200K 以上)
(5) 成鳩 記録♂(中距離部門)	(6) 成鳩 記録♀(中距離部門)
(300K 以上 600K 未満のレース記録鳩、参加羽数の 30%以内入賞)	
(7) 成鳩 記録♂(長距離部門)	(8) 成鳩 記録♀(長距離部門)
(600K 以上のレース記録鳩)	

◎ 参加クラスに○を付けること。(イ)

生 年	鳩 番 号	羽 色

◎ 記録鳩については、(指定様式 4 号)で公認記録証明申請書を提出し、協会から発行の記録証明書を添付すること。

年 月 日

一般社団法人 日本伝書鳩協会 御中

支部名 _____

氏 名 _____ ㊟

(指定様式 27 号)

支部連盟伝書鳩品評会申請書

主催団体	支部連盟
連盟長	㊟

主催団体	支部連盟
主管支部	支部
品評会名称	
場 所	
開催日時	年 月 日
参加支部数	支部
参加見込羽数	羽

※合同開催する場合、参加するすべての連盟を記載すること

連盟 ㊟

連盟 ㊟

連盟 ㊟

年 月 日

一般社団法人
日本伝書鳩協会 御中

理事会承認印

(指定様式 27—1 号)

全国品評会開催申請書

主催団体	支部連盟
連盟長	㊟

主催団体	支部連盟
主管支部	支部
品評会名称	全国品評会
場所	
開催日時	年 月 日
参加支部数	支部
参加見込羽数	羽

※合同開催する場合、参加するすべての連盟を記載すること

連盟 ㊟

連盟 ㊟

連盟 ㊟

年 月 日

一般社団法人
日本伝書鳩協会 御中

理事会承認印